

令和3年第1回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和3年2月24日 開会
令和3年2月24日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第1号（2月17日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○報道機関等の撮影許可	3
○広域連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会副議長の選挙について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任について	5
○一般質問	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議決事件の条項、字句等の整理	20
○広域連合長退任あいさつ	21
○閉会	21
○会議録署名	22

令和3年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和3年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月17日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 保坂武

記

- 1 期 日 令和3年2月24日（水）午後2時30分
2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(22名)

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	4番 深沢 敏彦
5番 藤本 実	6番 小沢 栄一	7番 村松 三千雄
8番 齊藤 功文	9番 松井 豊	10番 河野 智子
11番 遠藤 美智子	13番 田中 清	14番 高尾 貫
16番 田中 一泰	17番 遠藤 高芳	19番 河住 保茂
20番 山口 章	21番 藤江 雅江	22番 渡邊 喜久一
23番 羽田 彌壽彦	24番 小林 清一	26番 木下 善満
27番 嶋崎 義人		

不応招議員(5名)

3番 鈴木 孝昌	12番 飯島 武志	15番 近藤 文男
18番 樋口 正訓	25番 倉沢 鶴義	

令和3年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年2月24日（水）午後2時30分開会

- | | |
|--------|--|
| 日程第1号 | 議員の議席指定 |
| 日程第2号 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3号 | 会期の決定 |
| 日程第4号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について |
| 日程第5号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第6号 | 一般質問 |
| 日程第7号 | 議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について |
| 日程第8号 | 議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9号 | 議案第3号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第10号 | 議案第4号 令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11号 | 議案第5号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第12号 | 議案第6号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13号 | 議案第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第13まで議事日程に同じ

出席議員（22名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 深沢 健吾 | 2番 渡辺 利彦 | 4番 深沢 敏彦 |
| 5番 藤本 実 | 6番 小沢 栄一 | 7番 村松 三千雄 |
| 8番 齊藤 功文 | 9番 松井 豊 | 10番 河野 智子 |
| 11番 遠藤 美智子 | 13番 田中 清 | 14番 高尾 貫 |
| 16番 田中 一泰 | 17番 遠藤 高芳 | 19番 河住 保茂 |
| 20番 山口 章 | 21番 藤江 雅江 | 22番 渡邊 喜久一 |
| 23番 羽田 彌壽彦 | 24番 小林 清一 | 26番 木下 善満 |
| 27番 嶋崎 義人 | | |

欠席議員（5名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 3番 鈴木 孝昌 | 12番 飯島 武志 | 15番 近藤 文男 |
| 18番 樋口 正訓 | 25番 倉沢 鶴義 | |

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	保坂 武	副広域連合長	佐野 和広
事務局長	奈良 則之	事務局次長	細田 一樹
業務課長	秋山 繁人	会計管理者	中楯 都
庶務担当リーダー	塩谷 真紀	資格管理担当リーダー	羽田 昌訓
給付担当リーダー	渡辺 浩志		

事務局職員出席者

書記長 八巻 一也 書記 中橋 道世 書記 田中 亜実

【開 会】

開会 午後2時30分

●議長（深沢敏彦）

ただいまから、令和3年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は22人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長（深沢敏彦）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。3番鈴木孝昌議員、12番飯島武志議員、15番近藤文男議員、18番樋口正訓議員、25番倉沢鶴義議員より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【報道機関等の撮影許可】

●議長（深沢敏彦）

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長（深沢敏彦）

ここで、保坂広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦)

保坂広域連合長。

○広域連合長(保坂武)

皆様、こんにちは。広域連合長の保坂でございます。

令和3年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会 定例会が開催されるにあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、本年は、新型コロナウイルス感染症に関連して、保険料の減免など、当広域連合においても、様々な対策に取り組んでおり、さらに、政府は、後期高齢者の窓口負担割合2割への見直しを柱とした「健康保険法等改正案」が、今国会で令和4年度後半の施行を目指し審議されることとなっています。

このように著しい制度等の変化に対応するため、国の動向を見据えながら、各市町村と緊密に連携を図り、なお一層の努力をしてまいりたいと考えております。

また、高齢者の健康増進を図るため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施など、事業の推進を図っていききたいと考えております。

今定例会では、「第4次広域計画の策定」や「条例の一部改正」の他、「令和2年度一般会計及び特別会計補正予算案」、「令和3年度一般会計及び特別会計予算案」の7議案を提案させていただきます。何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【議席の指定】

●議長(深沢敏彦)

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。昨年10月の定例会以降に選出されました、5名の議員のうち、再選出を除く、新たに選出された4名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、7番南アルプス市選出村松三千雄議員、8番北杜市選出齊藤功文議員、17番南部町選出遠藤高芳議員、21番西桂町選出藤江雅江議員の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(深沢敏彦)

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番松井豊議員、24番小林清一議員を指名いたします。

【会期について】

●議長(深沢敏彦)

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(深沢敏彦)

ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について】

●議長(深沢敏彦)

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について」を議

題といたします。

選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ありませんので、副議長選挙の方法は、指名推選といたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、渡邊喜久一議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました渡邊喜久一議員を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ありませんので、よって、渡邊喜久一議員が、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、当選いたしました。

渡邊 喜久一（わたなべ きくいち）議員が、議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました、渡邊喜久一議員より、あいさつを、お願いいたします。

○22番議員（渡邊喜久一）

就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙をいただきました、忍野村の渡邊でございます。

議長の補佐役として、議会が円満、円滑に運営されますよう、一生懸命頑張りたいと思います。

広域連合長をはじめ、議員の皆様方のご指導とご鞭撻を賜われますよう、心からお願いを申し上げまして、大変簡単でございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。12番飯島武志議員、18番樋口正訓議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（深沢敏彦）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、飯島武志議員、樋口正訓議員を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第6 一般質問】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第6「一般質問」です。質問と答弁は、1問ずつ行います。議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め30分以内とし、自席にてお願いします。また、

関連質問は認めません。

9番松井豊議員から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

9番松井豊議員。

○9番議員（松井豊）

9番松井豊です。質問は初めてなので不慣れですが、よろしくお願ひします。2点質問させていただきます。

まず1点目は、ジェネリック医薬品についてです。前回の定例会において、山梨県ではジェネリック医薬品の使用割合が少し低いのではないかという指摘がありました。これについては、第4次広域計画（案）3ページ上段にも記載されておりますが、ジェネリック医薬品の活用拡大のための具体的な取り組みについて、またそれ以外の医療費削減のための取り組みについて伺います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

松井豊議員の一般質問に対し、お答えいたします。

ジェネリック医薬品の活用拡大のための具体的取り組み内容についてであります。当広域連合では、毎年7月に被保険者証を送付する際、同封するパンフレット内にジェネリック医薬品の利用促進案内と被保険者証に貼る「ジェネリック医薬品希望シール」を添付しております。

また、ジェネリック医薬品と先発医薬品との差額が、一定額以上になる被保険者に対し、毎月、差額通知を発送し、使用の促進に努めております。

また、市町村において、ジェネリック医薬品の利用促進のため、啓発物品も配布しております。

このほか、山梨県医師会・歯科医師会、保険者等が構成員となっている山梨県後期高齢者医療懇話会において、医師会の先生方などにも、ジェネリック医薬品の活用についてのお願いをしております。

さらに、山梨県国民健康保険団体連合会と共同し、昨年は11月の毎週月曜日に、ローカルテレビのCMでジェネリック医薬品の普及活動を行いました。

その他、医療費削減のための取り組みとしましては、重複・頻回多受診者への訪問指導、第三者行為に係る求償、自己負担割合の変更により生じた差額の徴収など、山梨県国保連合会と連携する中で、医療費の削減のほか適正化にも努めております。

以上であります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

9番松井豊議員。

○9番議員（松井豊）

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

もう1点、質問をさせていただきます。

75歳以上の後期高齢者の窓口負担割合が2割になるということで閣議決定され、提案がされるようです。高齢になれば、皆病気がちになります。厚労省が11月に開催した社会保障審議会では、75歳以上の高齢者はほぼ全員が外来受診をしており、その内5割の方が毎月受診をしていることが明らかになっています。厚労省の試算では、年間1人当たり窓口負担が平均3.4万円増えることになるとしてはいますが、2割負担を導

入しても、現役世代の負担減効果は800円程度とされています。また、2割負担になることにより、今現在でも抑制している受診が、さらに控える人が増え、病気が悪化するということも十分考えられます。消費税も10%に引き上げられ、社会保障のためといいながら、実際には年金が引き下げられる中でさらに高齢者は困窮をしてくれています。お金がないわけではありません。累計で400兆円といわれる消費税の徴収のうち300兆円が大企業減税に回され、結果として470兆円の内部留保があります。企業はこのほかに現金と有価証券で450兆円ほど持っていますから、この内部留保はほとんど使い道のないお金です。その適正な課税がされれば、2割負担は必要ないと私は考えています。そういった状況ですので、何らかの支援をしていただけたらと思ひまして、質問いたしました。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

75歳以上の窓口負担2割化撤回についてお答えいたします。

初めに、政府の動向であります。一昨年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、医療分野の項目として、社会保障制度の持続性確保や、現役世代の保険料の軽減、応能負担の観点などから、一定所得以上の方への窓口2割負担導入を議論し、昨年12月15日に「全世代型社会保障改革の方針」がまとめられ、過日、「医療制度改革関連法案」を閣議決定し、今国会に提出され、議論されております。その中で、2割負担の変更が大きい外来患者については、施行後3年間、1か月の負担増を最大でも3,000円に収まるようにする長期頻回受診者等への配慮措置が加えられております。

さて、この度の窓口2割負担導入におきましては、被保険者に寄り添うべく、全国後期高齢者医療広域連合協議会による後期高齢者医療制度に関する要望書を取りまとめ、今年度の広域連合長会議において、山梨県を含め、書面議決により全会一致での承認を経て、昨年8月6日に厚生労働大臣あてに提出したものであります。その内容の一部を抜粋して要約いたしますと、一つは、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、慎重かつ十分な議論を重ねること。また、もう一つは、やむを得ず引き上げる場合は、十分な周知期間、丁寧な説明や激変緩和措置を講じる等被保険者に十分配慮することがあります。今般の政府の法案には、配慮措置として要望書の一部は取り入れられておりますが、当広域連合としては、引き続き被保険者の立場に立って、機会あるごとに、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携し、国に要望してまいりたいと考えています。

なお、それ以外の質問の中で、消費税あるいはその他の予算があるということですので、ご了承いただけます。我々広域連合でお答えできる範囲でのご回答とさせていただきます。以上になります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

9番松井豊議員。

○9番議員（松井豊）

ありがとうございます。できるだけ頑張ってやっていただけたらということで、意見として申し上げます。以上です。

【日程第7 議案第1号】

●議長（深沢敏彦）

次に日程第7、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

まず、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合 第4次広域計画の策定について」であります。

地方自治法第291条の7及び山梨県後期高齢者医療広域連合 規約第5条の規定に基づき、平成28年度から令和2年度までの「第3次広域計画」の期間が終了することに伴い、新たに「第4次広域計画」を策定するものであります。

内容につきましては、細田事務局次長から、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

それでは、議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてご説明させていただきます。議案の6ページをお開きください。

内容につきましては、「1 広域計画の概要」として広域計画の趣旨、広域計画で定める項目、広域計画の期間について定めています。広域連合は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、事業を総合的かつ計画的に実施するため、関係市町村との役割分担等を定め、議会の議決を経て広域計画を作成しなければならないとされています。この度、第3次計画の期間が今年度で終了するため、第4次計画を策定するものです。期間は令和3年4月～令和8年3月までの5年間とします。

次のページからは、「2 現状と課題」として、高齢化や医療の高度化により伸び続ける医療費や現役世代の負担増などについて示したうえで、広域連合の運営と課題を6項目に分けて提示しております。

10ページをお開きください。

「3 基本方針」について、現状と課題を踏まえ、被保険者の健康の保持・増進のため、必要かつ適切な医療を受けることができ、地域で安心してすこやかな生活を送ることができるよう、次の4項目の基本方針を定めております。「(1) 医療費の適正化に向けた取組みの実施」、「(2) 高齢者保健事業の推進」、「(3) 広域連合の健全かつ安定的な運営」、「(4) 被保険者等への情報提供と個人情報の保護」この基本方針に基づき、それぞれ4項目の基本計画を定め、具体的な取組みを記載しております。

12ページをお開きください。

最後に「5 広域連合と市町村の役割分担」を定めております。高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務について、山梨県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づき、広域連合と市町村の役割分担の内容を定めております。

以上が山梨県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第1号の質疑を行います。発言の要求については、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を教えてください。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

19番河住保茂議員。

○19番議員（河住保茂）

3 ページの保険料の賦課と収納についてお聞きしたいのですが、これは第3次計画では都道府県順位が30位だったのが、今回28位となっています。それから全国平均についても第3次計画では99.32%、第4次計画では99.47%で大変伸びているのは結構なことです。その後の文に「市町村毎にバラつきも見られることから、収納率が低い市町村への対応も含め、収納率の向上を図ることが課題となっています。」ということが第3次計画にも同じような内容が載っておますが、具体的な取り組みをどのようにしているのか内容を教えてくださいませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

お答えいたします。

毎月どのくらいの収納率になるのかデータで把握していますので、前年度と比較し各市町村へ連絡を取っています。県平均と市町村ごとの収納率を比べ1%の差があるかどうかを基本にしており、1%差となる市町村には事前連絡し直接出向いて、一緒に具体的な対応策を検討するなどして対応しています。昨年度につきましては、1%差となる市町村はございませんでした。

以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

19番河住保茂議員。

○19番議員（河住保茂）

27市町村で合計すると全国で28位という数字になると思うんですが、広域連合から各市町村に対し収納率を何%にしてください、あるいはすべきであると具体的に指導しているのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

この広域計画の6ページにもありますように、県平均より1%以上収納率が低い市町村へ直接指導等を行っています。昨年度はなかったということでご承知いただきたいと思えます。

●議長（深沢敏彦）

他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第2号】

●議長（深沢敏彦）

次に日程第8、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正するものであります。

内容につきましては、細田事務局次長から、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

それでは、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

16ページをお願いします。

改正する内容は第12条2項中、100分の130を100分の127.5に改めます。附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。本年以降から6月と12月の期末手当の支給をそれぞれ給料月額1.3か月から1.275か月に改正するものです。

17ページは、新旧対象表となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第3号】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第9、議案第3号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案議案第3号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ30,842千円を減額し、予算の総額を5億2,180万8千円とするものであります。

内容につきましては、細田事務局次長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

それでは、議案第3号、「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。内容につきましては、別冊の「資料1」補正予算説明書でご説明します。6、7ページをお開きください。

まず歳入であります。

3款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」を3,084万2千円減額し、財政調整基金の繰入金を0円とするものです。これは、歳出の減額補正によるものです。

次に歳出についてご説明します。8、9ページをお開きください。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」を401万円減額し、1億6,674万3千円とします。説明欄をご覧ください。これは、一般管理費のうち、職員手当等の通勤手当、時間外手当が当初より120万円の減を見込むため、また負担金として市町村へ支払う職員給与等の確定に伴い、160万円の減をするものであります。また、情報管理費の委託料は、前年度の情報セキュリティ監査結果を踏まえ、外部委託によりセキュリティ対策の強化をすることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止によって実施不能となったため、121万円減額するものであります。

次に3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」を2,265万7千円減額し、3億3,827万3千円とします。これは、特別会計内において、国庫補助金の特別調整交付金を充当することができることとなったため、一般財源である繰出金を減額するものです。

次に4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」を417万5千円減額し、1,422万7千円とします。これは、歳入の財政調整基金繰入の3,084万2千円減額し、基金を取り崩さない予算編成にしたため、財政調整基金の積立金を減額するものです。

以上が、令和2年度一般会計補正予算（第2号）の詳細であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第4号】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第10、議案第4号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第4号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ8億9,957万3千円を減額し、予算の総額を1,049億660万7千円とするものであります。

内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

それでは議案第4号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。内容につきましては、別冊「資料1」補正予算説明書で行わせていただきます。この補正予算は、国等の内示通知、提出実績と過年度の伸びを今年度に当てはめて見込んだものとなっております。節で増減するところを主に説明いたします。16・17ページをお開きください。

2「歳入」1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」1目1節「保険料等負担金」3億6,715万9千円の減額は、保険料負担金見込額の減額に伴うものです。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」2億4,062万6千円の減額は、療養給付費負担金見込額の減額に伴うものです。3目1節「保険基盤安定負担金」664万9千円の減額は、負担金額の確定に伴うものとなります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」11億6,319万3千円の増額は、変更交付決定見込額に基づく増額補正となります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」2,038万5千円の増額は、変更交付決定見込額に基づく増額補正となります。2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」1,542万4千円の増額は、事業の精査に伴う増額補正となります。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1節「健康診査事業補助金」100万円の減額は、補助事業費の減額に伴う補正となります。2節「医療費適正化等推進事業補助金」464万円の減額は、制度事業費補助金から調整交付金への補助事業変更に伴う減額補正となります。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」2億7,072万8千円の減額は、療養給付費負担金見込額の減額に伴う補正となります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」2,031万7千円の増額は、変更交付決定見込額に基づく増額補正となります。3項「県補助金」1目「後期高齢者医療保健事業補助金」1節「健康診査事業補助金」100万円の減額は、補助事業費の減額に伴う補正となります。

7款「繰入金」1項1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」2,265万7千円の減額は、一般会計の3款民生費の繰出金の減額と同様となります。2項「基金繰入金」1目1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」11億5,443万3千円の減額は、保険給付費等の見込みに伴う減額補正となります。

18・19ページをお開きください。

10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」5,000万円の減額は、見込額の減額に伴う補正となります。

20・21ページをご覧ください。3「歳出」につきましては、契約差金や決定通知等からの減額補正となっております。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」1,387万3千円の減額の主なものは、11節「役務費」が980万5千円の減額、12節「委託料」で316万2千円の減額となっております。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」9億2,100万円の減額は、実績と過去の伸びを勘案し、今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっております。

ります。22・23ページをご覧ください。2目「訪問看護療養費」2,100万円の増額は、訪問看護療養費の不足に伴う補正予算となっております。

24・25ページと続けて26・27ページをお開きください。

3款1項1目「特別高額医療費共同事業拠出金」1,230万円の増額は、拠出金見込額の増額に伴う補正となります。

4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」200万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で健康診断の受診者の減少に伴う減額補正となります。2目「その他健康保持増進費」200万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響で人間ドックの受診者増加に伴う補正となります。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」1目「保険料還付金」200万円の増額は、保険料還付金見込額の増額に伴う補正となります。

なお、説明したものの以外は財源内訳更正となります。

以上で議案第4号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

5番藤本実議員。

○5番議員（藤本実）

歳出の「保険給付費」について、補正予算ということで△9億円となり、市町村の負担金も6億円減ったわけですがけれども、これについてはコロナの影響による受診抑制等の原因によるものでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

藤本議員の仰るとおり、コロナの影響で受診控えによるものだと考えております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

5番藤本実議員。

○5番議員（藤本実）

わかりました。病気を持っている方が、病院に行けなかったということですが、県内の後期高齢者の死亡数というのは、その結果増えたのでしょうか。逆に死亡者数は減っているのでしょうか。そのへんの数字はお持ちでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

こちらのほうでは数字は特に把握しておりません。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

5番藤本実議員。

○5番議員（藤本実）

わかりました。突然のことですので、また調べて教えていただければと思います。
医療が中断してしまったということなのか、あるいは日頃の医療の在り方が過剰にな
っていないかということも見直しの問題提起をされている可能性もあります。様々
な点から、コロナの中での医療費の問題をもう一度見直していただければと思いま
す。

●議長（深沢敏彦）

他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はご
さいませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号「令和2年度山梨県後期高齢者医療広域連合特別会
計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めま
す。挙手全員であります。よって議案第4号は、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、午後3時35分と致します。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時35分

●議長（深沢敏彦）

全員席に戻られお揃いですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

【日程第11 議案第5号】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第11、議案第5号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会
計予算」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第5号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でありま
す。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億2,339万3千円とするものであります。

内容につきましては、細田事務局次長より、ご説明申し上げます。

「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

細田事務局次長。

○事務局次長（細田一樹）

それでは、議案第5号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」
について説明いたします。内容につきましては別冊の資料2「令和3年度予算説明
書」に基づきまして説明いたします。また、予算科目解説書もご参照ください。それ
では6、7ページをお開きください。

初めに、歳入であります1款「分担金及び負担金」5億2,338万4千円
は、事務費共通経費としまして、構成27市町村から5億2千万円及び標準システムの
追加設備分として12市町村からの338万4千円であります。標準システムの経
費や国保連合会への委託料の増などにより、前年度から2,000万円増となってお
ります。

2款「財産収入」2千円は、財政調整基金の運用預金利子であります。

3款「繰入金」は、市町村負担金が前年度より2,000万円の増額ができたことと一般会計歳出が前年度より1,086万円減額できたことで皆減となりました。

4款「繰越金」であります。収入額が未定のため千円となっております。

5款「諸収入」であります。預金利子など6千円となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8、9ページをお開きください。

1款「議会費」124万3千円は、議員27名の報酬、費用弁償等であります。定例会2回、臨時会1回、その他全員協議会1回分の予算を計上しております。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、1億6,686万2千円を計上しております。1目「一般管理費」は、前年度より389万1千円の減となっております。これは、先程の補正予算の説明と同様に、職員手当等や職員給与の負担金のほか、情報管理事務の委託費を減額し、令和2年度の補正後の予算なみに計上したためであります。説明欄をご覧ください。1目「一般管理費」は、「01一般管理事務」から11ページの「05情報管理事務」の5つの事業に分けて記載しておりますのでそちらで説明させていただきます。「01一般管理事務」は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費です。1億4,743万1千円の計上です。主なものとして、3節「職員手当等」454万5千円は、派遣職員20名の通勤手当や時間外勤務手当などあります。10節「需用費」85万6千円は一般消耗品などです。13節「使用料及び賃借料」223万6千円は、コピー機リース料、18節「負担金、補助及び交付金」1億3,945万円は、派遣職員20名分の給与等負担金などです。「02文書管理事務」は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費です。143万1千円の計上です。11ページをご覧ください。主なものとして、11節「役務費」18万円は、郵送料などです。12節「委託料」117万7千円は、条例等整備委託料です。「03財務管理事務」は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費です。175万9千円の計上です。主なものとして、12節「委託料」22万円は公会計システム保守委託料です。18節「負担金、補助及び交付金」142万8千円は、市町村共同利用財務会計システム負担金です。「04財産管理事務」は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費です。784万2千円の計上です。主なものとして、10節「需用費」108万円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。11節「役務費」49万1千円は、電話料などです。13節「使用料及び賃借料」623万円は、自治会館共益費及び事務室使用料、公用車2台のリース料などあります。「05情報管理事務」は、広域連合の内部情報系システムに要する経費です。839万9千円の計上です。主なものとして、12節「委託料」290万4千円はグループウェア・内部ネットワーク保守委託などあります。13節「使用料及び賃借料」549万5千円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などあります。

続きまして、2款1項2目「公平委員会費」2万8千円は、委員3名の報酬及び費用弁償であります。12、13ページをお開きください。2款2項1目「選挙管理委員会費」3万9千円は、委員4名の報酬及び費用弁償であります。2款3項1目「監査委員費」29万5千円は、委員2名による例月監査などに係る、報酬及び費用弁償であります。委員の交代により費用弁償が前年度より減額となっております。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」3億5,392万円は、特別会計への繰出金であります。特別会計の総務費、予備費に充当しております。前年度と比較して700万7千円の減となります。これは、先程の補正予算と同様に前年度は繰出金を充当した事業に国庫補助金の特別調整交付金を充当できることとなったため、減となっております。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」3千円は、基金の運用預金利子の積立を見込んでおります。

5款「予備費」につきましては、100万円を計上しております。

以上、歳入歳出予算額はそれぞれ5億2,339万3千円を計上しております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員です。よって議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第6号】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第12、議案第6号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第6号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,054億4,094万3千円とするものであります。

内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

それでは、議案第6号「令和3年度特別会計当初予算」についてご説明いたします。資料2「予算説明書」の予算事項別明細書22・23ページから説明させていただきます。特別会計は、主に医療の給付に関する収支となります。増額の主な内容は医療の高度化や高額化に伴う保険給付費等の増加を見込んだものです。

歳入については、節において予算額と対前年度比較が大きい所などを主に説明させていただきます。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目1節「保険料等負担金」74億7,823万8千円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」82億3,559万5千円は、療養給付費の1/12にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目1節「保険基盤安定負担金」22億617万8千円は、保険料の均等割軽減の財源で、県が3/4を負担し、市町村が1/4を負担し、併せて市町村から納付されるものです。

2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1項「国庫負担金」、1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」247億678万5千円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12に相当する額となります。2目「高

額医療費負担金」1節「現年度分」4億5,749万円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4を国が負担するものです。2項「国庫補助金」1目1節「調整交付金」89億2,377万4千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12を交付されます。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」、1節「健康診査事業補助金」は、健康診査補助基準額の1/3以内で補助されるものです。3節「特別高額医療費共同事業補助金」は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、その200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対するものです。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1項「県負担金」、1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」82億3,559万5千円は、療養給付費の1/12にあたり、県が負担すべき定率負担分です。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」4億5,749万円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4を国と同様に県が負担するものです。24・25ページまたがりですが、1目「後期高齢者医療保健事業補助金」1節「健康診査事業補助金」は、健康診査費用のうち国が定めた補助基準額の1/3を国と同様に県から補助されるものです。

4款「支払基金交付金」1項は、現役世代からの支援金で、給付費の4/10相当額にあたります。1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」426億6,253万3千円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものです。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件400万円を超える高額なレセプトのうち200万円を超える部分について全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されるものです。前々年度・その直前2か年度の実績に伸びを勘案した拠出金額を保険料と調整交付金で賄うべき部分から公費の高額医療費を除いた部分が交付されます。

7款「繰入金」は、一般会計と基金の繰入金です。1項1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」3億5,392万3千円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出します。2項「基金繰入金」1目1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」14億1,094万円は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資するため、基金から保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源確保をするものです。

26・27ページをお開きください。

10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」1億5,000万円は、交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金です。2目「返納金」は、所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費などの医療給付費を返還していただくものです。

次に28・29ページをお開きください。歳出についても、節において予算額及び対前年度比較が大きい所などを主に説明いたします。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務的経費であり、12節「委託料」2億3,854万9千円となります。なお、30・31ページの右側説明欄「10国保連合会委託事務」が主なものです。また、マイナンバーカード普及促進に伴う、取得勧奨通知の郵便料約2,500万円を計上しております。

す。

32・33ページにまたがりませんが、2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は18節「負担金、補助及び交付金」です。1項「療養諸費」は、審査支払手数料以外、負担金となります。1目「療養給付費」980億円は、入院、外来、歯科等の給付費です。2目「訪問看護療養費」は、5億5,000万円となります。34・35ページをお開きください。5目「審査支払手数料」3億1,980万円は、国保連合会に委託している審査支払に係る役務費です。1件82円となります。6目「療養費」11億円は、補装具、柔道整復等の給付費用となります。36・37ページにまたがりませんが、2項「高額療養諸費」は補助金となります。1目「高額療養費」43億2,500万円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するものです。2目「高額介護合算療養費」1億2,000万円は、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が限度額を超えた額について給付するものです。3項「その他医療給付費」は補助金で、1目「葬祭費」4億円は、死亡した被保険者の葬祭を行う者に、5万円を給付するものです。2目「傷病手当金」は、新型コロナウイルス感染症により仕事ができなかった被用者に対して、給付するものとなります。

38・39ページにまたがりませんが、3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件当たり400万円を超える著しく高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担しあうための拠出金になります。国の基準額による補助金が措置されています。事業と事務費拠出金となっております。

4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」は、高齢者の医療の確保に関する法律に「後期高齢者医療広域連合においては、健康教育、健康相談、健康診査等、健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定されています。(法第125条)国・県の補助金が措置されています。1目「健康診査費」1億1,844万8千円は、市町村が実施した健康診査事業の補助金になります。なお、新たに2目からの人間ドックのみなし分として約1,700万円を計上しております。2目「その他健康保持増進費」は、健康増進事業で全額特別調整交付金の対象となります。令和3年度より開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に伴う費用約2,000万円が含まれております。

40・41ページをお開きください。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であり、22節「償還金、利子及び割引料」となります。1目「保険料還付金」は、過年度の保険料の市町村への還付金となります。

8款「予備費」1項1目は、不測の事態に対応するための予備的経費です。

雑駁ではありますが、以上が令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の詳細となります。よろしくお願ひいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

19番河住保茂議員。

○19番議員（河住保茂）

36ページ3款2傷病手当金の前年度予算は0ですが、今年度は予算計上したのは意味があるのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

令和2年度につきましては、年度途中で補正を取りまして金額を計上したところがあります。本日までに1件の申請があり支出している現状です。

令和3年度につきましても、国からの情報では、引き続き傷病手当金に関する事務を行うということで計上してあります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

19番河住保茂議員。

○19番議員（河住保茂）

同じく40ページの7款諸支出金から8款予備費は前年度と全く同じ金額ですが、全く移動はなく上限はないということによろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

議員の仰るとおりでございます。

●議長（深沢敏彦）

他にございますか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって議案第6号は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第7号】

●議長（深沢敏彦）

次に、日程第13、議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

奈良事務局長。

○事務局長（奈良則之）

議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改める必要があることから改正するものであります。

内容につきましては、秋山業務課長より、ご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例の制定について」説明させていただきます。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例では、新型コロナウイルス感染症の定義を、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2から引用していることから、所要の改正を行うものであります。

議案第7号2ページをお開きください。

改正概要といたしましては、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第6条第1項の「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものであります。

施行日といたしましては、公布の日から施行するものであります。

3ページは、新旧対照表となっております。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（深沢敏彦）

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

19番河住保茂議員。

○19番議員（河住保茂）

公布の日から施行するというのは、いつを指しているのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

秋山業務課長。

○業務課長（秋山繁人）

本日議決されれば施行するということになります。

●議長（深沢敏彦）

他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員。よって議案第7号は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長（深沢敏彦）

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（深沢敏彦）

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。

【広域連合長退任あいさつ】

●議長（深沢敏彦）

ここで、保坂広域連合長から、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦）

保坂広域連合長。

○広域連合長（保坂武）

議長より発言の許可をいただきましたので、一言挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございました。

私事で大変恐縮ではございますが、広域連合長という大役を仰せつかり2年が経過いたしました。ここを一つの区切りと考え、本年3月31日をもちまして、広域連合長の職を辞することといたしました。就任以来、皆様には、ご厚情とご支援を賜り、お陰様をもちまして職責を遂行し得ましたことを心より御礼申し上げます。

私自身も76歳になり後期高齢者となりまして、医療の面ではこれからもご厄介になると思います。本日は各々の議案につきまして賛成をいただき、議会が終了でき、良い思い出となりました。これからもお互いに健康には留意して、市政に各々の立場でご活躍を期待させていただきます。

本日は誠に、ありがとうございました。これまでのご協力に感謝してあいさつに代えさせていただきます。

【閉会】

●議長（深沢敏彦）

これで本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。以上をもちまして、令和3年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時09分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 深 沢 敏 彦

署名議員 松 井 豊

署名議員 小 林 清 一